

第5章 行政訴訟事件

第1節 行政訴訟事件一覧

令和6年の行政訴訟事件の係属状況は、下表のとおり1件であり、全て終結したため、翌年に繰越しとなるものはなかった。

(令和6年12月31日現在)

福岡県労働委員会					福岡地方裁判所					福岡高等裁判所					最高裁判所				
事件 番号	7 条 号 別	申 立 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由	事件 番号	原 告	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由	事件 番号	控 訴 人	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由	事件 番号	上 告 (受 理 申 立) 人	提 起 (申 立) 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 事 由
3 (不) 10	2 3	3 ・ 7 ・ 5	4 ・ 7 ・ 1	一部 救済	4 (行ウ) 40	使 用 者	4 ・ 7 ・ 28	6 ・ 3 ・ 22	請求の 放棄 (和解)										

第 6 章 緊急命令

係属事件なし

第7章 労働組合の資格審査

最近5年間の取扱件数は、次表のとおりである。

(単位:件)

年	区分 内訳	係 属			終 結				翌年への 繰 越 し
		前年からの 繰越し	新規申請	計	打切り 取下げ	適 合	不適合	計	
令和2年	委員推薦	0	2	2	0	2	0	2	0
	不当労働行為	0	5	5	1	2	0	3	2
	法人登記	0	2	2	0	2	0	2	0
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	9	9	1	6	0	7	2
令和3年	委員推薦	0	14	14	1	13	0	14	0
	不当労働行為	2	3	5	1	2	2	5	0
	法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	1	1	0	1	0	1	0
	計	2	18	20	2	16	2	20	0
令和4年	委員推薦	0	2	2	0	2	0	2	0
	不当労働行為	0	3	3	0	3	0	3	0
	法人登記	0	1	1	0	1	0	1	0
	協約拡張適用	0	1	1	0	1	0	1	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	7	7	0	7	0	7	0
令和5年	委員推薦	0	9	9	0	9	0	9	0
	不当労働行為	0	2	2	0	2	0	2	0
	法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	11	11	0	11	0	11	0
令和6年	委員推薦	0	0	0	0	0	0	0	0
	不当労働行為	0	5	5	0	5	0	5	0
	法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0
	協約拡張適用	0	1	1	0	0	0	0	1
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	6	0	5	0	5	1

第8章 労調法第37条違反被疑事件

本年は、労調法第37条違反被疑事件はなかった。

第9章 地方公労法第5条第2項の認定告示

本年は、地方公労法第5条第2項の認定告示はなかった。

第10章 地方公労法第5条第3項の通知の受領

本年は、地方公労法第5条第3項の通知の受領はなかった。

第11章 労働協約の拡張適用

労組法第18条の規定に基づく労働協約の拡張適用の申立て1件について、当委員会の決議（令和5年11月16日）を受けて、令和6年1月5日、福岡県知事は、労組法第18条第1項及び第3項並びに労組法施行令第15条に基づき、労働協約の拡張適用の決定を行った。

申立ての概要は、以下のとおりである。

自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンからの申立て

申立ての概要

自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンは、令和5年1月13日付けで、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社及び第一環境株式会社との間で一組合・使用者二社連名で労働協約（以下「本件協約」という。）を締結した。

本件協約は、福岡市全域を適用地域とし、福岡市水道事業の検針業務を行う「時間給制水道検針員」に該当する者について、賃金、裁判員休暇の付与及び労働保険・社会保険の適用のための措置を定めたものである。

自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンは、令和5年2月9日、福岡県知事に対して、労組法第18条第1項の規定に基づき、本件協約を拡張適用する旨の決定を求める申立てを行い、同月10日、申立てを受けた福岡県知事から当委員会あて決議が求められた。